

柔道整復師の施術を受ける際の注意点

1. 負傷の原因は正しく伝えましょう。

負傷をした状況によって、労災保険の対象になるなど健康保険の対象にならないこともあります。負傷(痛み)の原因を正しく伝え、健康保険の対象になるかどうかを相談しましょう。また、交通事故など第三者行為による負傷の場合は、保険者に届出をお願いします。

2. 療養費支給申請書には、申請者の署名が必要です。

療養費支給申請書の委任欄に署名する場合は、傷病名、施術日数、金額等を確認のうえ署名しましょう。

- 療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより、施術を受けることができます。
- 「受領委任」の場合は、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に原則患者の自筆による記入が必要となります。

3. 施術が長い期間にわたる場合は、医師の診察を受けましょう。

長期間、施術を受けても症状の改善が見られない場合は、内科的な要因(負傷ではなく、病気による痛み)も考えられます。かかりつけ医師等に相談しましょう。

4. 領収証は必ず受け取り、大切に保管しましょう。

柔道整復師は領収証の無償交付が義務付けられています。領収書は、医療控除を受ける際にも必要となりますので、大切に保管してください。

施術内容について確認させていただくことがあります。

接骨院・整骨院の施術を受けた皆様に、保険者より施術日や施術内容などについて確認させていただくことがあります。施術を受けた記録(領収証や明細書)は大切に保管し、ご回答にご協力くださいますようお願いいたします。